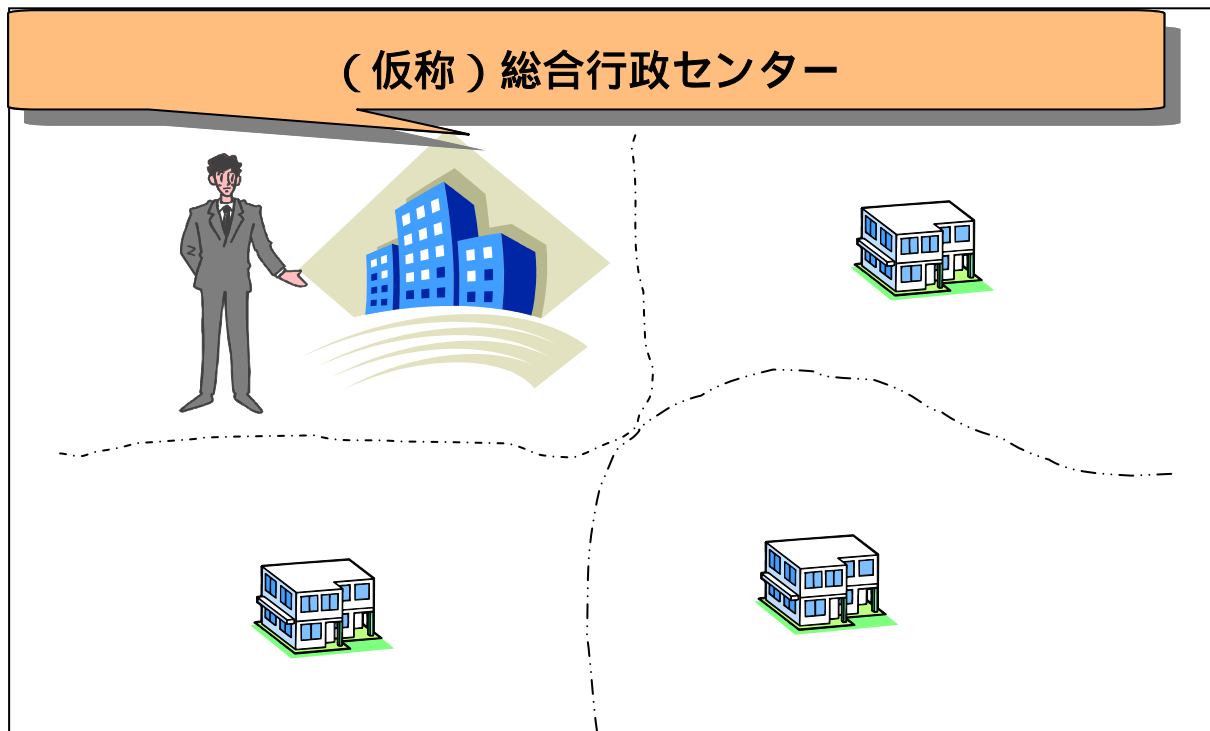


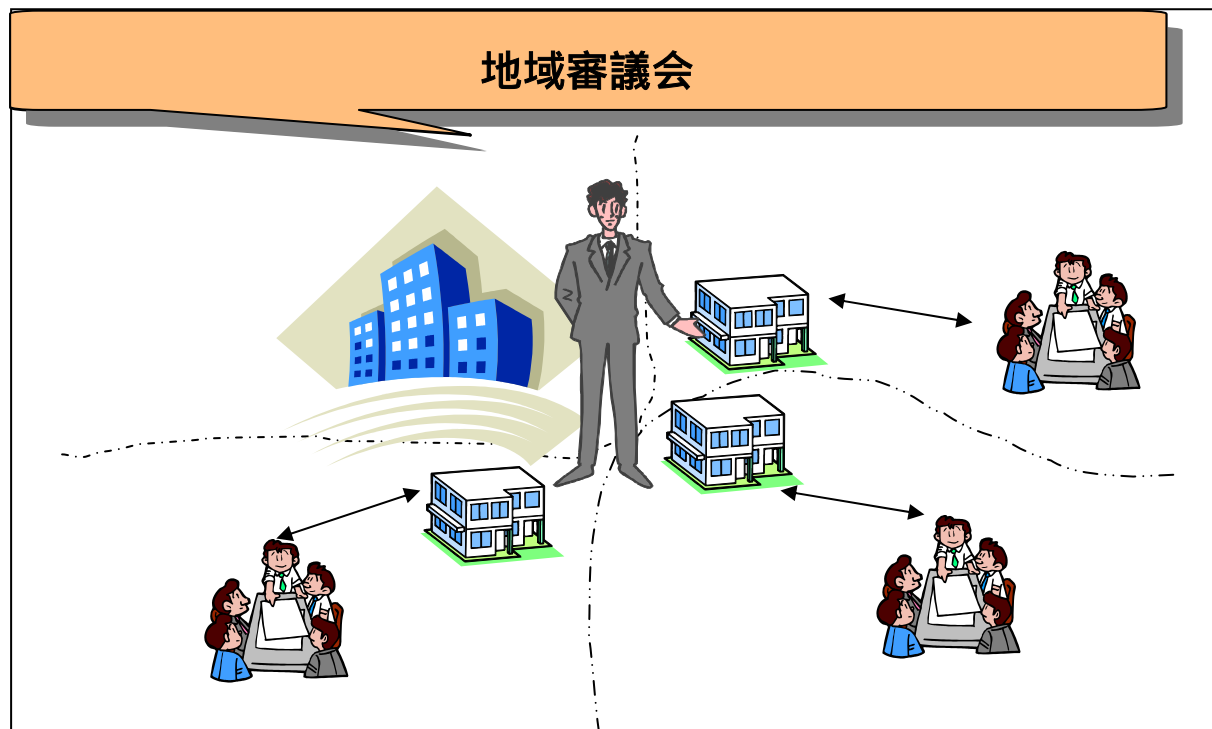
地域自治組織比較イメージ

ケース1 「(仮称)総合行政センターを設置した場合」



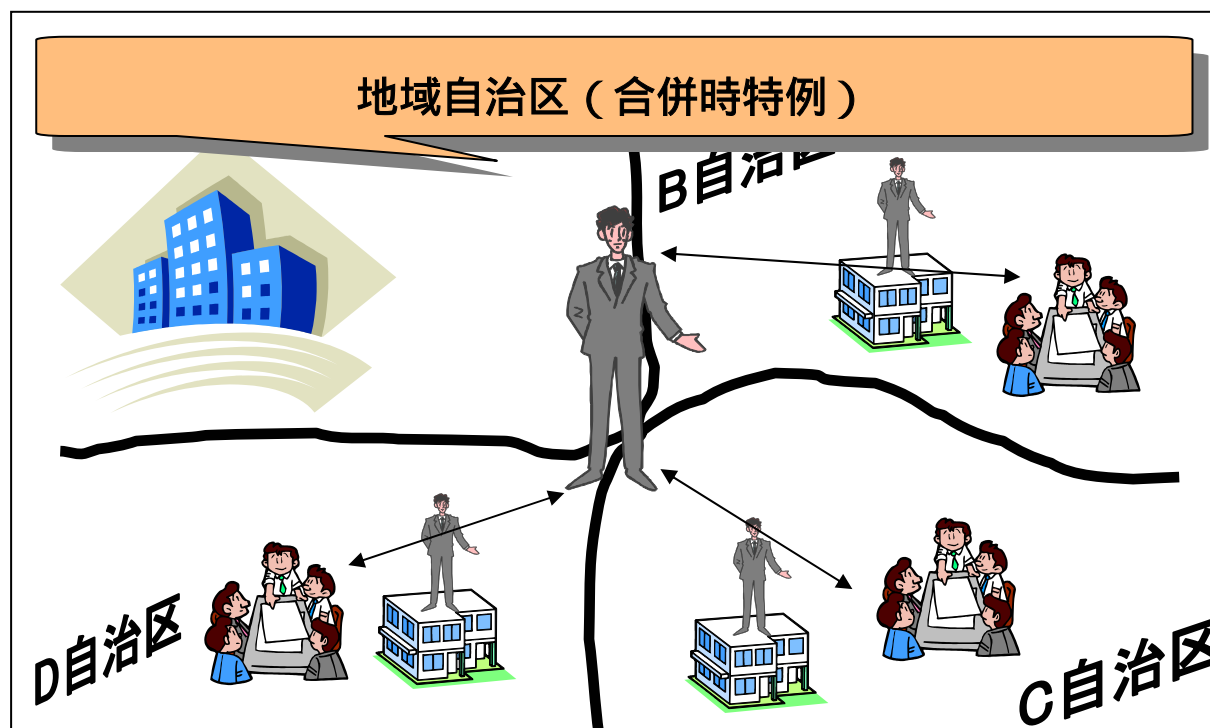
- (1) 3町の本庁に(仮称)総合行政センターを設けることとし、支所・出張所については現行どおり存続をする。

ケース2 「地域審議会を設置した場合」



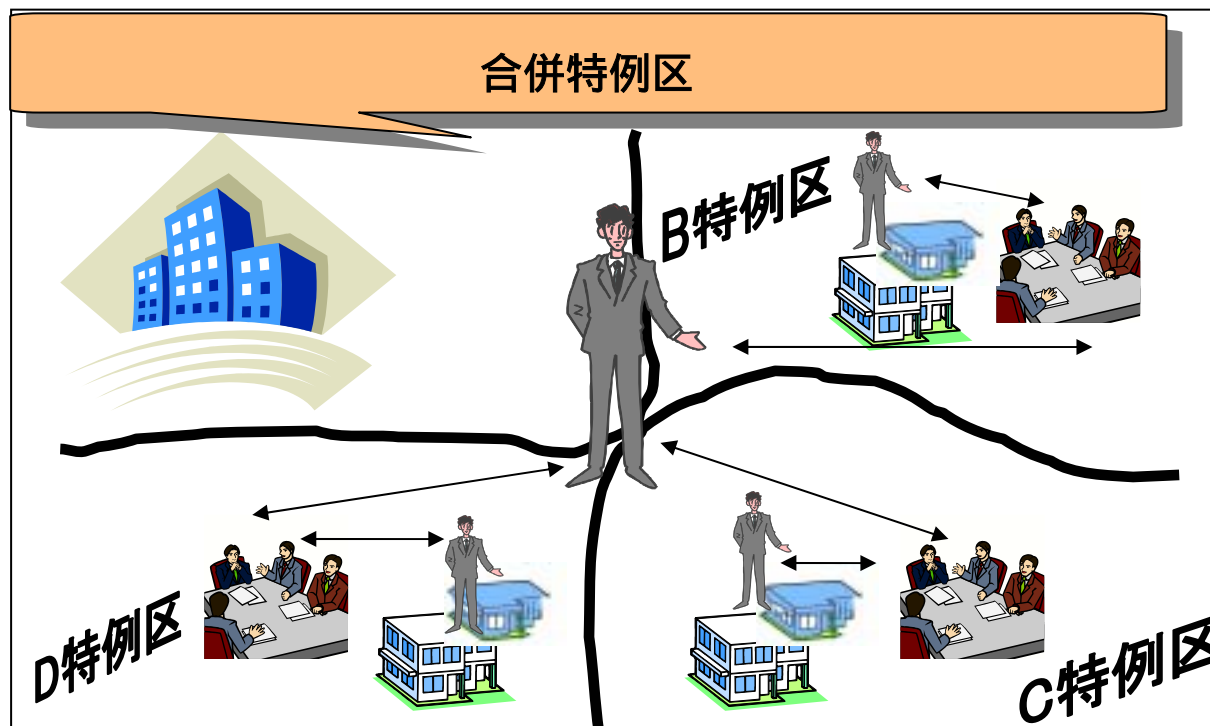
- (1)地域審議会は、合併に伴って住民意見が新市の施策に反映されにくくなるという懸念が合併推進の障害とならないよう創設された仕組みである。
- (2)地域審議会は、合併前の市町の区域ごとに置くことができる。置かない区域があっても差し支えない。この例は、町役場が（仮称）総合行政センターとなる区域に審議会設置を考えたものである。
- (3)この例（矢印）は、（仮称）総合行政センターがそれぞれの審議会の事務局となることを予定したものである。

ケース3 「地域自治区を設置した場合」



- (1) 地域協議会は、地域自治区の区域に置く（この例では、自治区を置かない本庁区域に地域協議会はない）。
- (2)（仮称）総合行政センターは、自治区の事務所である。
- (3) 自治区の事務所長（事務吏員）に代えて、合併時特例で特別職の区長を設置できる。

ケース4 「合併特例区を設置した場合」



(1)合併特例区は、合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるとき、合併後の一定期間に限り設置される特別地方公共団体（法人）であり、区長ほか執行機関、事務所を有する。

(2)区長は、助役又は支所長と兼務できる。上記事例は、（仮称）総合行政センターに特例区事務所が併設され、区長と支所長が兼務しているイメージである。

(3)合併特例区協議会は、合併特例区に置く（この例では、合併特例区がない本庁区域に協議会はない）。

(4)合併特例区協議会は、合併特例区の事務にあっては議事機能的側面を、合併特例区区域の新市事務にあっては諮問機能的側面を持つ。